

資料① 残課題に係る照会事項

No.	業務	区分	要件 反映 有無	内容	ステ ータス	区 分	要件 反映	照会事項	賛成	反対	不明	事務局方針
8	土地 &家 屋	質問	反映 あり	<p>【全団体】※タワマンが所在しない市町村は、回答不要です。 タワマンマンション（以下タワマン）に関しては、「専有部分の評価相当額（タワマン補正前）」（以下補正前評価相当額）と「専有部分の評価相当額（タワマン補正後）」（以下補正後評価相当額）を保持することといたします。</p> <p>家屋評価は、再建築費評価点数に経年減点補正率を乗じて行うため、評価証明書に印字する額は、階層による補正率を乗じていない補正前評価相当額のほうが適切と考えられます。</p> <p>一方で、タワマンの専有部分を所有する納税者は、階層による補正率を乗じた補正後評価相当額も必要である場合があると考えられます。 したがって、以下帳票に記載する額は、補正後評価相当額とし、備考欄に「当該額がタワマン補正適用後の評価相当額である旨」及び「補正前評価相当額」を印字することといたしますが、よろしいでしょうか。</p> <p>【該当すると思われる帳票】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価証明書</li> <li>・公課証明書</li> <li>・課税証明書</li> <li>・課税明細書</li> <li>・その他該当すると思われる帳票があれば教えてください。</li> </ul>	継続 検討	質問	反映 あり	<p>【E市、G市、H市、K市】</p> <p>区分所有家屋（タワマンマンション）の「持分で按分した評価額」と「持分で按分した課税標準額」を印字する帳票は、タワマン補正前の額を印字することとし、納税者が確認したいと考えられる「軽減・減免前税額」の計算には、「持分で按分した課税標準相当額（補正後）」を用いることといたします。</p> <p>この考えを基に、事務局案を別シート「別紙事務局案_No.8_タワマン帳票の印字」に整理いたしましたので、ご意見をお聞かせください。</p>	5	0	1	<p>■意見概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賛成（5団体）： E市、F市、G市、H市、K市</li> <li>反対（なし）</li> <li>不明（1団体）：A市</li> </ul> <p>意見（1団体）：H市 No.73-74課税明細書、 No.63、64名寄帳票（補充）課税台帳の（C）欄「持分で按分した評価相当額（補正後）」については、実装すべき印字項目に変更を希望する</p> <p>■事務局方針</p> <p>【E市、F市、G市、H市、K市】 照会に対して、賛成いただいた5団体に伺います。「持分で按分した評価相当額（補正後）」及び「持分で按分した課税標準相当額（補正後）」は、印字すべきであると考えますか？</p>
17	償却	質問	反映 あり	<p>指定都市会より、以下の機能が必要とのご意見をいただきました。 「償却資産に係る新規対象者を把握するため、法人住民税と連携し、法人住民税側で新規に登録された法人情報を固定資産税システム側に取り込めること。」</p> <p>当該要望については、昨年の当初案で記載していたが、WTでの議論により、紙等での運用が一般的であることから、削除したものです。指定都市会から要望があったため、機能の要否について改めて確認させていただきます。</p> <p>昨年度機能WT⑨議事 『・償却資産に係る連携機能について 一市民税システムとの連携は行っているか。（事務局） →連携は行っており、紙の異動情報を基に、固定資産税システムに反映している。（G市、K市） 一本要件から以下の記載を削除する。 「また、次の他業務システムから宛名情報を取り込み、納税義務者マスタ上の宛名情報を一括更新できること。 &lt;他業務システム&gt; ・法人市町村民税システム ・法人事業税システム 』</p>	継続 検討	質問	反映 あり	<p>機能要件に以下の機能を実装すべき機能として追加いたします。 また、更新方法（自動で書きされるか否か）については、事業者のパッケージの実装方法に委ねることといたします。</p> <p>『償却資産に係る新規対象者を把握するため、法人住民税システムと連携し、法人住民税システム上で現年度に新規に設定された以下の法人基本情報を固定資産税システムに取り込み、固定資産税システム上の償却資産課税台帳に反映できること。 &lt;法人基本情報&gt; ・法人番号 ・法人名（漢字・カナ・ひらがな・英数字）及び法人名カナ ・代表者名（漢字・カナ・ひらがな） ・本支店区分及び本店所在地（所在地、郵便番号及び電話番号）</p> <p>備考欄：法人住民税システム上の法人基本情報の電子データを出力し、固定資産税システムに取り込む運用も可とする。</p> <p>『法人住民税システムの法人基本情報を取り込み、償却資産課税台帳情報を更新する際に、業務上、調査・確認が必要なデータ項目がある場合、エラー及びアラートとして通知できること。』</p> <p>【全団体】 法人基本情報から取り込む情報は、上記の4項目を想定しております。 過不足があれば、その理由と用途とともにご教示ください。</p>	8	1	0	<p>■意見概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>賛成（8団体）：B市、C市、D市、E市、F市、H市、I市、J市、K市</li> <li>反対（1団体）：A市（安定稼働を懸念）</li> <li>意見（1団体）：G市</li> </ul> <p>* 固定資産税システム上の償却資産課税台帳に反映”するかどうかは、納税義務者の申告内容を承諾なく書きする可能性が生じ得るため、慎重に検討すべきであると考えます。 左記に示された法人基本情報のうち、①代表者名については納税義務者の事務処理の都合から支店長名等であること、②本店所在地（所在地、郵便番号及び電話番号）については、現行の償却資産申告書（施行規則第26号様式）において「住所（又は納税通知書送達先）」となっていることから、納税義務者に都合のよい宛先になっている場合が往々にしてあることから、取込み対象から除いてしまう、又は要件を「選択した項目について固定資産税システム上の償却資産課税台帳に反映できる」というように改めてはどうかと考えます。</p> <p>追加希望の項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署の整理番号（法源番号）：C市</li> <li>・事業種目：I市、J市</li> <li>・資本金：I市</li> </ul> <p>■事務局方針</p> <p>【全団体】 固定資産税システム上の償却資産課税台帳に反映することについては、自動で反映しないことを明確にし、自動反映で書きされる場合はシステム上承諾を得るような仕組みとします。（システム上の承諾については、ベンダーの実装に任せることとする。）</p> <p>また、以下の項目については、を取り込み項目（実装してもなくても良い機能）として追加いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①「整理番号（税務署の管理番号）」</li> <li>②「事業種目」</li> <li>③「資本金等の額」</li> </ol> <p>【G市】 償却資産において未申告者である新規設立法人（償却資産課税台帳が作成されていない法人）を本機能の対象とする想定です。この前提の場合は、ご懸念の前提は解消されると思いますが、いかがでしょうか。 ※要件の記載として、「償却資産課税台帳が作成されていない法人について、…」と明記いたします。</p>